

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

喜界町は、長年「農業立島」を町政の指標として掲げ、産業の中心として栄えてきた一島一町の町である。本町の総人口については、減少の一途を辿っており、2010年（平成22年）には8,167人と1,960年の（昭和35年）の半分近くまで減少しており、今後もさらに減少していくことが推測されている。

さらに、総人口にしめる65歳以上の割合（高齢化率）は2015年時点で36.7%とすでに3割を超えており、全国平均（26.6%）よりも10.1ポイント高い。今後、高齢化率は2045年までに43.4%に達すると見込まれている。

また、産業構造について、産業別就業者構成比をみると、2015年の全就業者数は3,505人で、その内訳は第一次産業が21.7%（全国3.8%）、第二次産業が14.1%（全国24.1%）、第三次産業が64.2%（72.1%）となっており、基幹産業である農業を含む第一次産業の割合が全国平均よりも高くなっているが、就業者数については、人口減少や高齢化に伴い減少傾向にあり、更なる人手不足、後継者不足といった課題に直面している。

このような中、町においては、商工会と連携した経営力向上・経営改善に関するセミナーの開催や利子補給補助金等の施策を講じてきたが、町内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した基盤を構築するとともに、円滑に次の世代に引き継いでいける取組を支援していくことは喫緊の課題である。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業の実端設備等の導入を促すことで、地域内経済が発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に3件程度の実端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるもの）が年平均3%以上向上することを目的とする。

2 先端設備等の種類

喜界町の産業は、農業、サービス業、製造業などと多岐にわたり、多様な業種が本町の経済・雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に

定める先端設備等すべてとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

喜界町の産業は、中心商店街、臨海エリア、また、島内のいたるところに農耕地があり、あらゆる地域で産業が営まれている。これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から本計画の対象地域は喜界町全域とする。

(2) 対象業種・事業

【対象業種】

喜界町の産業は、農業、サービス業、製造業などと多岐にわたり、多様な業種が本町の経済・雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、本計画において対象とする業種は全業種とする。

【対象事業】

生産性向上に向けた事業の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化など多様である。

したがって、本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ①人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等雇用の安定に配慮する。
- ②公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としないなど、健全な地域経済の発展に配慮する。